

証拠は誰のものか？

～DVD提供事件を契機に「目的外使用禁止規定」を考える～

主催：大阪弁護士会

日時：2014年（平成26年）3月18日（火）午後6時～午後8時45分

場所：大阪弁護士会 2階201・202

【当日の予定】

開会挨拶	大阪弁護士会刑事弁護委員会委員長・弁護士	秋田真志氏
基調講演～問題の所在と広がり～	弁護士	滝井繁男氏
裁判は本当に公開されているのか ～ジャーナリズムからの問いかけ～	ジャーナリスト	江川紹子氏
DVD提供事件とは	弁護士	高山 巖氏
立法経緯の確認	弁護士	山口健一氏
刑訴法281条の4の解釈	甲南大学法科大学院長・弁護士	渡辺顛修氏

パネルディスカッション 「今、改めて考える、『証拠の目的外使用』」

（パネリスト） 江川紹子氏（ジャーナリスト）

渡辺顛修氏（甲南大学法科大学院長・弁護士）

後藤貞人氏（弁護士）

森 直也氏（弁護士・コーディネーター）

閉会挨拶 弁護士 下村忠利氏

【シンポジウムの趣旨】

刑事訴訟法281条の4（目的外使用禁止規定）についてこのような疑問をお持ちではありませんか？「刑事記録の写しを被告人に渡していいのだろうか？」「被告人に渡した刑事記録の写しは回収すべきなのだろうか？」「控訴審弁護人に対して刑事記録を渡していいのだろうか？」「鑑定人には見せていいのだろうか？」「国賠訴訟には使っていないのだろうか？」「違法捜査を示す証拠をマスコミに提供してはいけないのか」等々。

目的外使用禁止規定の具体的な解釈・適用が明らかではないために、禁止規定への抵触を恐れるあまり、弁護活動にあたって証拠の活用を躊躇してしまうことは意外と多いのではないかと考えられます。

本シンポジウムは、目的外使用禁止規定の立法経緯、合憲性の有無について改めて理解を深めるとともに、あるべき刑事弁護について議論を深めることを目指します。

多くの皆さんの参加を期待します。

=====
参加申込書（FAX：06-6364-7477）
=====

「証拠は誰のものか？～DVD提供事件を契機に『目的外使用禁止規定』を考える～」

に参加します。

貴名

登録番号

大阪弁護士会刑事弁護委員会担当事務局宛